

村上市監査委員公表第2号

令和6年度

村上市定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

令和7年2月6日

村上市監査委員

穴戸 由喜夫

長谷川 孝

令和6年度 村上市定期監査結果報告書

1 監査の期間

自 令和6年12月17日

至 令和7年 2月 3日

2 監査の実施日及び対象課局

1月 7日	・農業委員会事務局 ・朝日支所地域振興課 ・財政課 ・市民課 ・保健医療課
1月15日	・環境課 ・税務課 ・観光課 ・介護高齢課 ・農林水産課
1月16日	・こども課 ・企画戦略課 ・学校教育課 ・地域経済振興課 ・建設課
1月21日	・都市計画課 ・福祉課 ・総務課 ・議会事務局 ・選挙管理委員会事務局
1月27日	・会計課 ・上下水道課 ・生涯学習課 ・消防本部

- 3 監査の講評期日 令和7年2月3日
- 4 監査の実施場所 監査委員室及び、第2委員会室
- 5 監査の対象とした業務期間
令和5年12月1日から令和6年11月30日まで
- 6 監査の方法

各課から事前に求めた監査資料により、監査の対象とする業務を抽出し、所管課に求めた関係書類を基に、事務事業の執行状況や財務に関する事務が適正かつ効率的に行われているかを聴取等により監査を実施した。

監査に際しては、村上市監査基準に準拠して行った。

主な各課共通事項及び着眼点は、次のとおりである。

調 査 事 項	着 眼 点
①主要施策事業について	・ 事業の進捗状況等について
②収入事務について	・ 市税、負担金、使用料等の収入未済の対応と関係する諸帳簿について
③支出事務について	・ 例月出納検査から、抽出した事項に関してその支払い内容などについて
④契約事務について	・ 契約の方法及び履行確認等について
⑤指定管理者制度について	・ 指定管理に関する事務処理等について
⑥現金等の管理状況について	・ 各課で取り扱う現金、外郭団体通帳、郵便切手等の保管、管理状況について ・ 収納委託状況について

7 監査の結果

(1) 共通事項

① 主要施策事業について

各課提出の主要な事業 9 件について監査した結果、適正に事務処理が行われていた。

環境課の「新エネルギー推進事業」は、「第 2 次村上市環境基本計画」に基づき二酸化炭素排出量を削減し、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とした事業である。住宅用太陽光発電システム設置費補助金は、太陽光発電システム導入に係る初期投資を支援し、普及促進を図ることで、温室効果ガスの排出削減や地域経済の活性化を目指している。

また、木質バイオマスストーブ設置費補助金は、木質バイオマスを活用するストーブ設置を支援することで、温室効果ガスの削減と木材の有効活用を進め、循環型社会の形成を目指している。引き続き再生可能エネルギーへの理解と関心を高める啓発に努め、脱炭素化に向けた取組を進めていただきたい。

上下水道課では、山北地域の簡易水道施設の運営状況をリアルタイムで監視するシステム更新のため、「山北地域遠方監視施設等更新詳細設計業務委託」を実施していた。これにより、異常やトラブルを早期に発見し、迅速な対応が可能となるほか、効率的な運用管理ができる。水道施設の老朽化が進む中で、安全で安定した水道水の供給ができる最適な監視システムの構築を進めていただきたい。

② 収入事務について

滞納繰越金の整理については、市税、市営住宅使用料、保育園入園者負担金、ごみ処理手数料、水道料等の収入未済に対する各所管課の具体的な取組について監査をした。

各課においては、状況に応じ適切な対応を行っていた。

なお、各課の監査結果は個別事項として記載した。

③ 支出事務について

支出に関する事務については、例月出納（伝票）検査において、指摘・確認事項があれば、その都度関係する所管課に改善等を求めているところである。支払の遅れ、請求書の受領の遅れなどが見受けられることから事務処理方法や体制等について改善し、財務規則等に基づいた支払事務が適正に行われるよう努めていただきたい。

④ 契約事務について

契約事務については、工事関係、委託業務関係、長期継続及び物品購入関係 38 件について監査した。

事務処理では、入札及び契約時に業者から提出される関係書類や工事検査調書、委託業務完了検査調書など必要とする書類は、財務規則等の規定のとおり適正に処理されていた。

⑤ 指定管理者制度について

朝日みどりの里農産物直売施設（観光課）、向ヶ丘保育園・みのり保育園（こども課）について監査対象とし、関係書類を監査した。

朝日みどりの里農産物直売施設は「株式会社 まほろば」が、向ヶ丘保育園・みのり保育園は「社会福祉法人 颯和会」が指定管理者となっている。

締結した協定書に基づいて、事務処理は適正に処理されていた。

⑥ 現金等の管理状況について

各課で取り扱う現金管理状況等について、提出された資料により確認を行うとともに、会計課を対象として保管現金の实地監査を行った。新たに導入された入出金機オンラインシステムを運用し、適正に管理されていることを確認した。

今後も適切な管理を行い、不測の事態が生じないように十分留意していただきたい。

（２）個別事項

【税務課】

○市税等徴収実績と収入未済に対する対応について

市税については、現年度分収納率は 75.19%であり、未納者に対しては、督促状の発行、その後、文書催告、電話催告等を適切に行っていた。

また、国民健康保険税の滞納繰越分収納率は前年度同期と比較して改善しているが、市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の滞納繰越分収納率はそれぞれ低下している。

今後も職員のスキルアップを図ると共に、新潟県地方税徴収機構と連携し、滞納整理に努めていただきたい。

【環境課】

○ごみ処理手数料・し尿処理手数料の収入未済額と対応について

ごみ処理手数料の収納率については、現年度分が 82.46%で、滞納繰越はなかった。また、し尿処理手数料の収納率については、現年度分が 84.57%、滞納繰越分は 45.96%である。

滞納者への対応については、督促状の発行や電話及び文書での催告を行っており、今後も新たな滞納を出さないよう努めていただきたい。

【こども課】

○保育園入園者負担金及び学童保育利用料の収入未済額と対応について

現年度分収納率については、保育園入園者負担金が 99.55%、学童保育利用料が 98.37%である。滞納繰越分収納率は保育園入園者負担金が 3.58%、学童保育利用料が 13.43%である。

今後も滞納整理方針に基づき、滞納整理に努めていただきたい。

【農林水産課】

○畜産団地整備事業分担金の収入未済額と対応について

今後も未納者の状況を常に把握するとともに、収納に取り組んでいただきたい。

【都市計画課】

○市営住宅使用料の収入未済額と対応について

収納率については、現年度分が 94.73%、滞納繰越分が 8.58%である。
滞納者に対しては、滞納整理事務処理要領に沿って、督促及び催告を行い、引き続き収納対策に努めていただきたい。

【上下水道課】

○水道（上水）使用料・簡易水道（簡水）使用料・公共下水道（公共）使用料・特定環境保全公共下水道（特環）使用料・集落排水処理施設（集排）使用料・個別浄化槽処理施設（個排）使用料の収入未済額と対応について
現年度分収納率は、上水 97.46%、簡水 86.51%、公共 86.19%、特環 86.56%、集排 86.49%、個排 86.82%である。また、滞納繰越分収納率については、上水 77.30%、簡水 95.68%、公共 95.59%、特環 95.68%、集排 98.61%、個排 100.00%である。

今後も収納計画に基づき、滞納整理に取り組んでいただきたい。

○下水道負担金及び集落排水事業分担金の収入未済額と対応について

下水道負担金については、令和6年度分の調定はなく、滞納繰越分の収納率は14.47%である。集落排水事業分担金についても既に現年度分の調定はなく、滞納繰越分の収納率は6.78%である。

引き続き、早期収納に努めていただきたい。

【学校教育課】

○奨学金貸付金の償還状況と対応について

令和6年度から所得制限を廃止したことにより新規貸与者が増加していた。滞納繰越分の収納率は前年度と比較して改善したが、収入未済額は増加している。

償還が遅れている者に対しては、滞納整理事務処理要領に沿って、電話及び文書での催告を行っており、今後も適正に収納されるよう努めていただきたい。